

(宛先) 田原市

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和〇年〇月～令和〇年〇月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、田原本町内に居住していることを田原本町が住民基本台帳で確認すること。

「施設等利用給付認定通知書」の
保護者名をご記入ください。

対象施設を確認すること。
役所に確認すること。

裏面「合計」と
同じ額となります。

請求額 96,700 円

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	タワラ タロウ	生年月日	〇 年 〇 月 〇 〇 日
氏名	田原 太郎	現住所	田原本町 〇〇〇〇〇番地
3～5歳児の方は、第2号 0～2歳児（非課税世帯）の方は、第3号		「施設等利用給付認定通知書」の支給 認定証番号をご記入ください。	
法第30条の4の認定種別	☐ 第2号 ☒ 第3号	認定番号	〇〇〇〇
生年月日	〇 年 〇 月 〇 〇 日	フリガナ	タワラ ジロウ
請求期間内の住所		氏名	田原 次郎
☒ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した		上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入 年 月 日	

3. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

- ☐ 前回申請と同様
下記の記入及び口座番号等のページの写しを添付してください。
- ☒ 初回申請又は
今後も引き続き、同じ口座を希望される場合は、添付を省略することができます。
- 下記の記入及び口座番号がわかるページの通帳の写しの添付してください。

金融機関名	預金種目	☒ 普通 ☐ 当座
〇〇〇〇 銀行・信用金庫 〇〇 支店	口座番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
農協・信用組合 出張所	口座名義 (カタカナ)	タワラ タロウ

※1 申請者の口座名義に限ります。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）

①	フリガナ	〇〇〇〇	所在地	〒 〇〇-〇〇
	施設・事業名	〇〇〇〇		〇〇〇〇〇〇
契約している利用料※2		☒ 月額 〇〇〇 円 ☐ 日額 円 ☐ 時間額 円	電話： 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
②	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話：
契約している利用料※2		☐ 月額 円 ☐ 日額 円 ☐ 時間額 円		
③	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話：
契約している利用料※2		☐ 月額 円 ☐ 日額 円 ☐ 時間額 円		

<裏面も記入して下さい>

④	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額		
⑤	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額		
⑥	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額		

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して小さい方)
〇〇年 4月	35,000 円	0 円	35,000 円	45,700 円	35,000 円
〇〇年 5月	0 円	16,000 円	16,000 円	45,700 円	16,000 円
〇〇年 6月	35,000 円	16,000 円	51,000 円	45,700 円	45,700 円
				合 計	96,700 円

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明書を添付して下さい。また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、当該事業の報告書も添付して下さい。

※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数は切り捨て)

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額40,300円、第3号認定の場合は45,700円です。月途中で認定期間が終了する又は開始される場合、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。

- ・月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額：40,300(45,700)円×転出日までの日数÷その月の日数
- ・月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額：40,300(45,700)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

保護者が保育施設へ支払った額
(計102,000円)

町から保護者への入金予定額